解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

広島県尾道市美ノ郷町白江五三二番地
財団法人白江会
代表清算人　柚木　延敏

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

広島県三原市皆実四丁目八番一号
財団法人三原シティプラザ振興財団
代表清算人　伏見　暁

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十日愛媛県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

愛媛県大洲市長浜町出海甲一二六四番地一
財団法人出海地区有林管理会
代表清算人　畑山　博志

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

福岡市西区大字太郎丸八〇五番地の一
財団法人福岡市下水道資源センター
代表清算人　井上　隆治

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月九日

長崎県諫早市高来町下与二九四番地一
財団法人小江地区山林会
代表清算人　山﨑　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市岩曽町一一二七番地、最後の住所栃木県芳賀郡益子町大字上山四〇三番地五
被相続人　亡　野澤　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月九日

栃木県真岡市荒町二一五六番地一
相続財産管理人　弁護士　瀬下　敦夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市寺崎二九六三番地、最後の住所埼玉県坂戸市関間一丁目一五番六六―三〇七号セザール坂戸
被相続人　亡　久力　宣昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月九日

埼玉県坂戸市日の出町一六番一一坂戸駅前通りハイツ六〇四
相続財産管理人　弁護士　林　真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市伊能三二九番地、最後の住所不明
被相続人　亡　宮野浩治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月九日

事務所千葉県成田市花崎町八〇〇―六　丸喜ビル五階　弁護士法人リーガルプラス成田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　谷　靖介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市氷見乙八〇七番地、最後の住所千葉県船橋市飯山満町二丁目三七四番地一コスモ津田沼イーストコア四〇四号
被相続人　亡　日野　久志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月九日

千葉県市川市南八幡四―五―二〇エムワイビル五Aアライズ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　隆文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東村山市諏訪町一丁目一八番地二八、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　林　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月九日

東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区上原三丁目一二七六番地、最後の住所東京都渋谷区上原二丁目三五番五―二一〇号
被相続人　亡　松添　トヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月九日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高橋　元弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市錦町上中田六三番地一、最後の住所横浜市南区六ツ川二丁目九五番地二三
林方
被相続人　亡　大平　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月九日

横浜市中区南仲通三丁目三五番地横浜エクセレントⅢ九階
相続財産管理人　弁護士　川島　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県匝瑳市大寺五七四番地一、最後の住所横浜市港南区上永谷一丁目一五番五五号真野荘
被相続人　亡　越川　富榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月九日

神奈川県鎌倉市今泉台七丁目一五番四号
相続財産管理人　松田　幸雄

第21期決算公告

平成24年5月9日

東京都港区赤坂五丁目2番20号赤坂パークビル
GEアビエーション・ディストリビューション・ジャパン株式会社
代表取締役　ジェラルド・メルフィ

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,861	流動負債	2,753
固定資産	35	固定負債	26
有形固定資産	12	（うち退職給付引当金）	(26)
無形固定資産	2	株主資本	2,116
投資その他の資産	20	資本金	90
		資本剰余金	400
		資本準備金	400
		利益剰余金	1,626
		その他利益剰余金	1,626
		（うち当期純利益）	(151)
資産合計	4,896	負債・純資産合計	4,896